○関東地方整備局告示第五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都江東区新木場一丁目二番三から同区新木場一丁目一番三まで	前	六四・六四～一二九・一一メートル	〇・九四三キロメートル
	後	六四・六四～一二九・一一メートル	〇・九四三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○中部地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	春日井市勝川町五丁目一一四番から同市勝川町九丁目一一番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十八日

○中国地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十八日　中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町下神字西灘山一二三八番一から同町松神字西灘山一二六一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十八日

○中国地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中国地方整備局告示第百五十五号防府都市計画道路事業三・四・二十六号戎町迫戸線

三　事業施行期間　自平成二十二年九月二十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年中国地方整備局告示第十号萩都市計画道路事業三・四・五号今魚店金谷線

三　事業施行期間　自平成二十三年二月八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年中国地方整備局告示第三十一号山口都市計画道路事業三・五・十七号泉町平川線

三　事業施行期間　自平成十七年三月三十一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年中国地方整備局告示第五十八号出雲都市計画道路事業三・四・四十六号中町瑞穂大橋線、三・四・四十七号薮崎城の前線及び七・七・六号京塚寺町線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月二十八日　中国地方整備局長　丸山　隆英

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　出雲都市計画道路事業七・五・七号神門通り線

三　事業施行期間　自平成二十九年二月二十八日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　島根県出雲市大社町修理免字西原及び杵築南字川端地内

使用の部分　島根県出雲市大社町修理免字西原地先及び杵築南字川端地先